

フィルタリング普及啓発アクションプラン 2007 (携帯電話・PHS事業者¹)

2007年6月1日
社団法人電気通信事業者協会

1 モバイルインターネットの現状

2007年3月末時点で携帯電話・PHSの契約者数は1億を超え、青少年における普及とともに、青少年がインターネットを利用する機会が増えている。インターネット上には、青少年の成長に有害とされる情報も存在し、親の目の届かないところで、インターネット上の有害情報サイトにアクセスできてしまうという危険性も持ち合わせている。中でも、出会い系サイトを利用して青少年がトラブルに巻き込まれるケースが発生しており、2006年中に起こった出会い系サイトに関連した事件の96.6%が携帯電話・PHSからのアクセスであり、被害者の83.1%が18歳未満の児童だったという報告²もある。

したがって、幅広い年齢層に浸透している携帯電話・PHSについては、ユニバーサルなコミュニケーションツールとして、利便性や可能性の拡大を追求していく一方で、青少年に対する悪影響にも十分配慮していくことが求められている。

2 これまでの事業者における取組状況

各事業者及び業界は、青少年がモバイルインターネット上の有害サイトにアクセスすることを防ぐため、平成18年度「フィルタリング普及啓発アクションプラン」に基づき、以下の施策を実行している。

(1) 「フィルタリングサービス」の認知度向上に向けた事業者共同キャンペーンの実施

- ・ フィルタリングサービスのロゴマーク及びバナーの作成及び利用による普及啓発
- ・ 学校、図書館へのポスター及びチラシの積極的配布及び掲出依頼
- ・ 生協、消費者団体、婦人団体等の機関紙等への関連記事掲載
- ・ 電気通信事業者協会及び各事業者ホームページによる周知強化
- ・ 各事業者の総合カタログや請求書同封物等による周知強化
- ・ 新聞広告による周知

¹ エヌ・ティ・ティ・ドコモグループ、KDDIグループ、ソフトバンクモバイル株式会社及びウィルコムグループ

² 警察庁広報資料「平成18年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について」

- (2) フィルタリングサービスの普及促進に向けた地方自治体、都道府県警等との連携及び情報交換
 - ・ 地方自治体主催のフィルタリング普及促進対策会議への参加
 - ・ 都道府県警主催会議への参加
 - ・ 地方自治体と連携をしたフィルタリング普及イベントの実施
- (3) フィルタリングサービスの普及促進に向けた運用の変更
 - ・ フィルタリングサービスの親権者への利用意思確認の対象年齢を 20 歳未満に統一
 - ・ 新規申込書及び親権者同意書でのフィルタリングサービス申込欄の設置（「申し込まない」欄の新設）

3 今後の目標

平成 18 年度のアクションプランは、家庭でのフィルタリング利用について、普及啓発活動策を関連業界が連携して取りまとめ実行することで、2007 年 3 月における家庭のパソコンや携帯電話におけるフィルタリングの認知率を 70%に高めることにより、フィルタリング製品の利用率を高めることを目標としていた。

総務省が 2007 年 1 月に実施した平成 18 年度電気通信サービスモニターに対する第 2 回アンケート調査（男女 1 千名を対象とした郵送調査）によれば、平成 18 年度アクションプランに基づいた取組を実施したこともあり、携帯電話のフィルタリングサービスを認知している割合は 65.9%となった。

この認知率は 2006 年 2 月に実施した同アンケートよりも 22.1 ポイント上昇し、目標をほぼ達成した状況にあるが、今後も、フィルタリングの認知率を一層向上させるべく、関連業界が連携してフィルタリングの普及啓発活動策を見直し、2008 年 3 月におけるフィルタリングの認知率を 70%以上に高め、フィルタリング製品の利用率を更に向上させることを目標とする。

4 今後に向けたアクションプラン

こうした状況を踏まえ、事業者は、携帯電話・PHS における青少年のインターネット利用実態の把握に努めるとともに、以下の施策を推進することによって、フィルタリングサービスの更なる普及促進を図ることとする。

(1) フィルタリングサービスの導入

フィルタリングサービスの導入状況については、各事業者においてその提供が開始されているところ、一部の事業者は、端末機能によるフィルタリングサービスのみの提供となっている。そこで、当該事業者においても、2007 年 10 月までにネットワーク機能によるフィルタリングサービスを提供することとし、全事業者において携帯電話のフィルタリングサービスを広くご利用いただける環境を整えることとする。

(2) 周知・告知活動の一層の推進

総合カタログや利用ガイド、携帯電話・PHS 利用時のマナーや注意事項等を紹介した専用冊子、請求書同封冊子やホームページなどの自社媒体を活用した告知を継続して実施する。

また、ショップ店頭における新規申込み受付時の案内を継続的に実施し、直接ユーザーに届くよう周知活動を一層推進する。

更に、マス媒体を活用した周知については、2006 年度に事業者共同での新聞広告を行った。今後もマス媒体も活用して幅広いユーザー周知にも可能な限り努める。

(3) 新規申込時におけるフィルタリングサービスの利用意思確認

2006 年度に一部事業者において実施した、新規申込書及び親権者同意書にフィルタリングサービス申込欄を新設し、新規申込み受付時にフィルタリングサービスの利用に関する契約者及び親権者への意思確認を必須とする運用を、2007 年度においては、全事業者にて実施することとする。

また、情報変更や機種変更申込み受付時においても、積極的にフィルタリングサービスを推奨する。

(4) 事業者共同キャンペーンの実施

訴求効果の一層の向上を目指して、各事業者単体の普及啓発活動に加えて、2006 年 7 月から実施している事業者共同キャンペーンを継続して実施する。

なお、事業者共同キャンペーンの更なる拡充を行うにあたっては、関連業界並びに自治体及び行政と連携した取組を推進する。

(5) 自治体等との連携によるセミナー等での啓発

自治体等が主催する会議やイベントへの参加及び総務省等の推進する e-ネットキャラバンへの参加を継続的に実施する。

また併せて、一部事業者で実施している小中学校や高校に出張して携帯電話・PHS の正しい使い方を教える安全教室を継続的に開催することにより、子供たちにも直接指導を行っていく。

(6) ユーザーニーズに応じたフィルタリングサービスの改善

事業者においては、ユーザーニーズに応じた新サービスを導入しているところもあるが、今後も引き続き、ユーザーのニーズに応じたサービスの改善に努める。

なお、フィルタリングサービスの改善にあたっては、総務省が中心となって推進し取りまとめた、「モバイルフィルタリング技術研究会」の研究成果も参照する。

以上